

目標とする都市の姿を実現するために…

第1節 土地利用

保全・再生・創造の土地利用を基本とし、京都の歴史性や景観など、これまで引き継がれた地域との特性をいかして、秩序ある土地利用や集約的な都市機能の配置を図ります。



御池通

(1)商業・業務の集積地等における土地利用

- ①にぎわいを生み出す都心部の魅力向上
- ②公共交通と連携した商業・業務機能の集積と生活拠点の充実

(2)ものづくり産業等の集積地における土地利用

- ①地区計画や特別用途地区等を活用し、公共交通の拠点での複合的な商業業務機能等の集積
- ③特色ある通りの形成

(3)良好な居住環境を誘導する土地利用

- ②ものづくり産業と居住環境の共存
- ②公共交通と連携した商業・業務機能の集積と生活拠点の充実

(4)緑豊かな地域における土地利用

- ①三山をはじめとする自然景観の保全・再生
- ②市街地内やその近辺における緑の保全
- ③豊かな自然との共生

第2節 歩くまち

地下鉄をはじめとする鉄道やバスなどの公共交通の利便性向上や歩行者の安全性の確保、快適な道路空間の構築、地域の特性に応じた公共空間の再配分などにより、過度に自動車に頼らない人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現します。



地下鉄

(1)既存の公共交通を再編強化し、使いやすさを世界トップレベルにする

- ②歩く魅力を最大限に味わえる歩行者優先のまちづくり

(2)歩行者と共生した自転車利用の促進

第3節 景観

三山をはじめとする自然景観の保全や地域の特色をいかした町並み景観の保全・再生・創造を景観政策によって着実に推進します。

- ①「盆地景」と基本に自然と共生する景観形成
- ②伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- ③「京都らしさ」をいかした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- ④都市の活力を生み出す景観形成
- ⑤重要文化的景観の保全

第4節 防災



東日本大震災

歴史の継承をはじめとした地域特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となって都市の防災力を向上させることで、災害に強い都市の形成を図ります。また、被害を受けた場合においても、絆を守りつつ迅速な復旧・復興を図ります。

- ①地震に対する対策
- ②水災害等に対する対策
- ③火災に対する対策
- ①避難対策
- ②迅速な復旧と復興

第5節 道路

「ものづくり都市・京都」を支える都市の骨格である幹線道路と市民の活動を支える補助幹線道路等を連携させることにより、円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性向上を図るとともに、災害時における避難や緊急輸送の機能を確保するため、幹線道路ネットワークの充実を図ります。



久世北茶屋線

(1)密集市街地等に関する対策の推進

- ②修復型まちづくりの検討と計画的な市街地の形成

第6節 公園・緑地

地球環境、生物多様性、歴史の継承などに留意し、ヒートアイランド現象の効果的な抑制、都市のうるおい、市民の精神的な充足、防災面など、緑が持つている様々な機能を確保し、低炭素社会を実現するため、身近な公園・緑地や交流を生み出す拠点の充実を図ります。

- ①身近な公園・緑地の充実
- ②交流を生み出す拠点等の充実
- ③街路樹・河川など連続性のある緑の充実

第7節 市街地整備

細街路や密集市街地について、歴史都市京都の特性に応じた対策を講じることによって防災力を向上するとともに、スプロール市街地について、多様で実効性のある修復型のまちづくりを検討し、推進することによって安心・安全な市街地の形成を図ります。また、市街化区域内で基盤整備を進めている地域においては、計画的な市街地が形成されるよう誘導を図ります。

(1)密集市街地等に関する対策の推進

- ②修復型まちづくりの検討と計画的な市街地の形成

第8節 水・河川

「水と共に生きる」という水共生の理念のもと、流域全体を見据えた治水対策、良好な水環境の実現、健全な水循環の回復、豊かな水文化の創造及び雨水の利用という基本方針に従い、みずみずしい都市と暮らしの再生を図ります。

- ①都市全体を見据えた治水対策
- ②豊かな水環境・水文化の創出

第9節 その他市民の暮らしを支える施設

市民の暮らしを支える供給施設及び処理施設(卸売市場、火葬場、ごみ焼却場等)や公共公益施設(病院や学校、官公庁等)等については、それぞれの特性に応じた周辺環境に十分配慮した適切な立地や既存施設の有効活用、機能の集積・高度化等を図ることで、都市機能の維持・向上を図ります。

都市計画の方針の概要

9つの分野ごとの都市計画の方針です